

J R 東海労幹関西地「申」第1号
2025年8月12日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「新幹線鳥飼基地での熱中症対策」に関する申入れ

今夏、全国的に 40 度を超える猛暑が続き、7月4日には浜松工場で協力社員が熱中症で亡くなるなど各鉄道会社で熱中症による死亡が多発している。

新幹線鳥飼基地で働く従事員に於いても他人事ではなく、7月29日から31日の三日間で JR 東海会社の協力会社社員複数名が熱中症の疑いで病院に救急搬送された。

これらを踏まえて、SEK 大阪支社長は点呼で「気分が悪くなったら軽くても救急車を呼びなさい。」と熱中症に対する注意喚起を行っているが、JR 東海会社が率先して「熱中症対策」を講じるなど、鳥飼基地で働く従事員に対する安全配慮義務が必要であると考えます。

よって、下記の通り申入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

- 1, 今夏、JR 東海の協力会社社員が熱中症の症状により病院へ緊急搬送された件数及び協力会社名をすべて明らかにすること。
- 2, JR 東海会社全体で、協力会社社員以外で熱中症を発症させ、病院へ緊急搬送された社員が居るのか明らかにすること。また、居るとすればそのすべてを詳細に明らかにすること。
- 3, 近年の猛暑による熱中症労働災害の増加、特に初期症状の放置や対応の遅れによる重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正され、2025 年 6 月 1 日より、事業者の熱中症対策が罰則付きで義務化されたが、JR 東海会社として具体的な「熱中症対策」を明らかにすること。
- 4, 鳥飼基地に於ける、各職場の朝夕の最低気温と日中の最高気温の気温変動を把握しているのか明らかにすること。また、気温変動を把握しているならば各職場で測定された最高気温を明らかにすること。

以上